

矢作川沿岸地区 事業計画書（案）作成業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における事業計画書(案)の補足説明資料等の作成及び総事業費の精査を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする場所は、愛知県岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市及び額田郡幸田町地内であり、別添位置図に示すとおりである。対象施設は、「別紙1：業務対象施設一覧表」に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳 格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等	
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	

項 目	内 容	備 考																												
(管理技術者) 第 1－7 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																
資 格	技術部門	選択科目																												
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画																												
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画																												
博士	農学																													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																													
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																													
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																													
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																													
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr> <tr> <td>2</td><td>河川構造物の耐震性能照査指針・解説</td><td>河川局治水課</td></tr> <tr> <td>3</td><td>土地改良事業計画設計基準「ダム」</td><td rowspan="5">(社) 農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>4</td><td>土地改良事業計画設計基準「頭首工」</td></tr> <tr> <td>5</td><td>土地改良事業計画設計基準「水路工」</td></tr> <tr> <td>6</td><td>土地改良事業計画設計基準「パイプライン」</td></tr> <tr> <td>7</td><td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td></tr> <tr> <td>8</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td rowspan="2">(社) 農業土木事業協会</td></tr> <tr> <td>9</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td></tr> <tr> <td>10</td><td>新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>大成出版社</td></tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発行所	1	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	2	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	河川局治水課	3	土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会	4	土地改良事業計画設計基準「頭首工」	5	土地改良事業計画設計基準「水路工」	6	土地改良事業計画設計基準「パイプライン」	7	土地改良事業設計指針「耐震設計」	8	農業水利施設の機能保全の手引き	(社) 農業土木事業協会	9	国営土地改良事業調査計画マニュアル	10	新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社	
番号	名 称	発行所																												
1	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																												
2	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	河川局治水課																												
3	土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会																												
4	土地改良事業計画設計基準「頭首工」																													
5	土地改良事業計画設計基準「水路工」																													
6	土地改良事業計画設計基準「パイプライン」																													
7	土地改良事業設計指針「耐震設計」																													
8	農業水利施設の機能保全の手引き	(社) 農業土木事業協会																												
9	国営土地改良事業調査計画マニュアル																													
10	新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社																												

項 目	内 容	備 考																																					
(作業条件) 第 2 - 2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。																																						
(参考図書) 第 2 - 3 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。																																						
(貸与資料等) 第 2 - 4 条	貸与資料は、次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況関係資料</td><td>土地改良施設整理台帳付属図面</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="14">報告書</td><td>広域基盤整備計画書「矢作川地区」</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川沿岸地区 営農計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 矢作川沿岸地区 営農計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 矢作川沿岸地区 細川頭首工等耐震性能照査業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 矢作川沿岸地区 鹿乗川頭首工耐震性能照査等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 矢作川沿岸地区 施設長寿命化計画策定等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 矢作川沿岸地区 生態系補足調査業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等補足検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書（案）作成等業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 矢作川沿岸地区 経済効果更新整理業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 矢作川沿岸地区 事業計画関係基礎資料とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	分 類	貸与資料	数量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）	1 式	報告書	広域基盤整備計画書「矢作川地区」	1 式	令和元年度 矢作川沿岸地区 営農計画等検討業務	1 式	令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討業務	1 式	令和 2 年度 矢作川沿岸地区 営農計画等検討業務	1 式	令和 2 年度 矢作川沿岸地区 細川頭首工等耐震性能照査業務	1 式	令和 3 年度 矢作川沿岸地区 鹿乗川頭首工耐震性能照査等業務	1 式	令和 3 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等検討業務	1 式	令和 3 年度 矢作川沿岸地区 施設長寿命化計画策定等業務	1 式	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 生態系補足調査業務	1 式	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等補足検討業務	1 式	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書（案）作成等業務	1 式	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討とりまとめ業務	1 式	令和 5 年度 矢作川沿岸地区 経済効果更新整理業務	1 式	令和 5 年度 矢作川沿岸地区 事業計画関係基礎資料とりまとめ業務	1 式	
分 類	貸与資料	数量																																					
現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式																																					
	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）	1 式																																					
報告書	広域基盤整備計画書「矢作川地区」	1 式																																					
	令和元年度 矢作川沿岸地区 営農計画等検討業務	1 式																																					
	令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討業務	1 式																																					
	令和 2 年度 矢作川沿岸地区 営農計画等検討業務	1 式																																					
	令和 2 年度 矢作川沿岸地区 細川頭首工等耐震性能照査業務	1 式																																					
	令和 3 年度 矢作川沿岸地区 鹿乗川頭首工耐震性能照査等業務	1 式																																					
	令和 3 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等検討業務	1 式																																					
	令和 3 年度 矢作川沿岸地区 施設長寿命化計画策定等業務	1 式																																					
	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 生態系補足調査業務	1 式																																					
	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等補足検討業務	1 式																																					
	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書（案）作成等業務	1 式																																					
	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討とりまとめ業務	1 式																																					
	令和 5 年度 矢作川沿岸地区 経済効果更新整理業務	1 式																																					
	令和 5 年度 矢作川沿岸地区 事業計画関係基礎資料とりまとめ業務	1 式																																					

項 目	内 容			備 考
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2－5 条 <				

項 目	内 容	備 考
第 4 章 業務管理 (情報共有システム) 第 4 - 1 条	分打合せるものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (5) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を仰ぎ、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
第 5 章 打合せ (打合せ) 第 5 - 1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ(事業計画書(案)及び補足説明資料の精査の段階) 第 3 回 中間打合せ(添付図面の精査の段階) 第 4 回 中間打合せ(事業計画書(案)、補足説明資料、添付図面の取りまとめ及び総事業費の精査の段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。	
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6 - 1 条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 等)正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第 6 - 2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目 8 番(安田庁舎) 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	

(別紙1：業務対象施設一覧表)

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
1. 羽布ダム	直線越流型コンクリート重力式ダム 堤長 堤高 取水施設 洪水吐施設（テンダーゲート、径間 7.50m×扉高 6.00m） 付帯施設（取水工、魚道、沈砂池、管理橋等） 管理所、受配電室、放流警報局、除塵施設	398.50m 62.50m 6 門 3 門 一式 一式
2. 琴沢調整池	中心コア型ロックフィルダム 堤長 堤高 取水施設（底穴式、底樋φ1,200） 洪水吐施設（側水路自由越流型）	128.00m 20.50m 1 門 1 門
3. 細川頭首工	フローティングタイプ全可動堰 堰長 堰上げ高 土砂吐施設（鋼製ローラーゲート、水門幅 10.00m） 洪水吐施設（鋼製油圧起伏ゲート、水門幅 25.50m） 魚道 取水門（鋼製ローラーゲート、高 1.40m×幅 6.40m） 注水工（バッフルシュート、高 1.23m×幅 5.00m） 放流工（油圧起伏ゲート、高 1.05m×幅 4.00m） 付帯施設（沈砂池、取付暗渠、予備ゲート、管理事務所、護床工）	63.5m 2.00m 1 門 3 門 2ヶ所(左右) 3 門 1 門 1 門 一式
4. 乙川頭首工	フローティングタイプ全可動堰 堰長 堰上げ高 土砂吐施設（フラップゲート付鋼製ローラーゲート、水門幅 12.00m） 洪水吐施設（鋼製油圧起伏ゲート、水門幅 22.50m） 魚道 取水門（鋼製ローラーゲート、高 2.00m×幅 2.80m） 付帯施設（取付導水路、管理事務所、護床工）	61.00m 3.10m 1 門 2 門 1ヶ所(左) 3 門 一式
5. 鹿乗川頭首工	フローティングタイプ全可動堰 堰長 堰上げ高 洪水吐施設（鋼製油圧起伏ゲート、水門幅 7.00m） 取水門（鋼製ローラーゲート、高 2.05m×幅 2.05m） 付帯施設（管理橋、管理事務所）	14.50m 1.75m 2 門 1 門 一式
6. 吉良頭首工	フローティングタイプ全可動堰 堰長 堰上げ高 洪水吐施設（ステンレス製ローラーゲート、水門幅 11.40m） （ステンレス製ローラーゲート、水門幅 6.40m） 取水門（ステンレス製スルースゲート、高 1.50m×幅 2.00m） 取水門（鋼製スルースゲート、高 0.60m×幅 0.80m） 調整樋門（ステンレス製スルースゲート、高 1.60m×幅 2.70m） 調整樋門（鋼製マイターゲート、高 1.60m×幅 2.70m） 付帯施設（取付導水路、管理橋）	32.80m 2.45m 2 門 1 門 1 門 1 門 2 門 2 門 一式
7. 古川頭首工	フローティングタイプ全可動堰 堰長 堰上げ高 土砂吐施設（ステンレス製ローラーゲート、水門幅 5.00m） 洪水吐施設（ステンレス製ローラーゲート、水門幅 13.30m）	72.20m 1.70m 2 門 4 門

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
	魚道	1 門
	取水門（ステンレス製スルースゲート、高 1.25m×幅 3.50m）	2 門
	付帯施設（沈砂池、管理事務所、護床工）	一式
8. 坂崎揚水機場	上屋（鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上一部 3 階建）	一式
	吸水槽（鉄筋コンクリート造、容量 660 m ³ ）	一式
	ポンプ（φ500×2、φ400、φ300）	一式
	坂崎揚水機場送水路（PC φ1,000、SP φ1,000）	2,124.22m
	坂崎吐水槽（RC 構造物）	一式
	（施設容量 Q=1.44m ³ /s）	
9. 明治導水路	左岸取水工	一式
	トンネル区間（標準馬蹄形 R=1.20m）	1,287.00m
	暗渠区間（標準馬蹄形 R=1.20m、RC 函渠 2.30m×2.30m）	209.00m
	（施設容量 Q=8.88m ³ /s（うち上水 1.94m ³ /s））	小計 1,496.00m
	バイパス水路	一式
10. 南部幹線水路 （共用）	1 号暗渠（RC 函渠 2.30m×1.45m）	73.76m
	1 号サイホン（PC φ1,650）	1,632.85m
	占部放流工（RC 構造物）	13.00m
	1 号 B 型サイホン（特厚 HP φ1,720）	1,055.87m
	2 号サイホン（2R 標準馬蹄形 2R=0.90m）	2,622.90m
	坂崎分水工（RC 構造物）	46.31m
	（施設容量 Q=2.44m ³ /s（うち上水 1.00m ³ /s））	小計 5,444.69m
	バイパス水路	一式
11. 南部幹線水路 （農専）	パイプライン区間（会下余水工、琴沢注水工含む） （PC φ1,000、SP φ1,000、FRPM φ1,000、DCIP φ1,000）	10,771.41m
	トンネル区間（PC φ1,000、鋼・コンクリート合成管 φ1,000）	1,991.25m
	（施設容量 Q=1.44m ³ /s）	小計 12,762.66m
12. 吉良幹線水路	パイプライン区間（吉良分水工含む）（PC φ800、SP φ800、DCIP φ600）	2,286.50m
	トンネル区間（2R 標準馬蹄形 2R=0.90m）	3,722.70m
	（施設容量 Q=0.23m ³ /s）	小計 6,009.20m
13. 水管理システム （羽布ダム、矢作第 二地域、矢作川総合 南部地域）	遠方監視制御装置（監視制御装置、情報処理装置、情報伝送装置、計装装置、ITV 装置、CCTV 装置、警報装置等）	一式
	放流警報装置（通信線、サイレン、スピーカー等）	一式
	通話用無線施設（無線機）	一式
	管理施設（局舎、構内電話施設等）	一式
14. 八幡調整池	中心コア型フィルダム	
	堤長	128.00m
	堤高	20.50m
	取水施設（斜樋、取水孔 φ350）	2 門
	洪水吐施設（側溝越流型）	1 門
15. 吉良調整池	前面遮水型フィルダム	
	堤長	96.99m
	堤高	9.2m
	取水施設（底樋形式 φ300）	1 門
	洪水吐施設（側水路自由越流型）	1 門
16. 細川幹線水路	細川暗渠（RC 函渠 3.60m×3.00m）	784.89m
	細川 M トンネル（2R 標準馬蹄形 2R=3.20m、SP φ3,200）	628.46m
	細川 B トンネル（2R 標準馬蹄形 2R=2.00m、RC 函渠 2.30m×2.00m）	642.88m
	細川開水路（フルム水路 23.00m×3.30m）	796.66m
	渡刈サイホン（RC 函渠 2.00m×2.50m×2 連、PC φ2,100×2 連、SP φ2,100×2 連）	438.18m
	（施設容量 Q=18.71m ³ /s（うち上水 1.33m ³ /s））	小計 3,291.07m

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
17. 上郷幹線水路	上郷1号サイホン (RC 函渠 2.90m×2.90m×2 連) 配津チェック工 (RC 構造物) 上郷2号サイホン (RC 函渠 2.90m×2.90m×2 連) 家下川放流工 (余水放流工含む) (RC 構造物、RC 函渠 3.20m×4.00m) 家下川Mサイホン (バイパス水路含む) (RC 函渠 2.35m×2.35m、FRPM φ 2, 200) 梶塚Mサイホン (FRPM φ 2, 800) 家下川Bサイホン (RC 函渠 2.40m×2.40m) 梶塚Bサイホン (FRPM φ 2, 400) (施設容量Q=17.90m³/s (うち上水 1.00m³/s))	1,048.63m 29.20m 2,194.11m 48.08m 147.83m 1,181.05m 73.37m 1,275.35m 小計 5,997.62m
18. 北野幹線水路 (上流部)	北野チェック工 (RC 構造物) 北野Mサイホン (FRPM φ 1, 500) 北野Bサイホン (シールド二次覆工一体型 φ 3, 200) 西本郷チェック工 (鹿乗川放流工含む) (RC 構造物) 北野1号サイホン (RC 函渠 2.65m×2.65m×2 連) 北本分水工 (RC 構造物) (施設容量Q=16.59m³/s (うち上水 1.00m³/s))	28.20m 2,870.46m 2,838.88m 25.60m 810.94m 21.10m 小計 6,595.18m
19. 岡崎幹線水路	本郷サイホン (鋼・コンクリート合成管 φ 2, 400×2 連、SP φ 2, 400×2 連、RC 函渠 2.50m×2.50m×2 連) 鹿乗川サイホン (SP φ 2, 400×2 連) 筒針サイホン (FRPM φ 2, 400×2 連、SP φ 2, 400×2 連、RC 函渠 2.50m×2.50m×2 連) 渡1号サイホン (FRPM φ 2, 400×2 連) 渡チェック工 (余水吐放流工、渡放流工含む) (RC 構造物) 渡2号サイホン (FRPM φ 2, 400) 渡開水路 (フルーム水路 4.00m×2.95m) 天白サイホン (RC 函渠 2.00m×2.50m×2 連、PC φ 2, 000×2 連) 天白分水工 (RC 構造物) (施設容量Q=11.52m³/s (うち上水 1.00m³/s))	937.42m 75.73m 569.42m 615.91m 38.15m 648.63m 592.49m 592.43m 112.13m 小計 4,182.31m
20. 北野幹線水路 (下流部)	北野1号サイホン (FRPM φ 2, 000、鋼・コンクリート合成管 φ 2, 000、SP φ 2, 000) 酒人チェック工 (酒人放流工含む) (RC 構造物) (施設容量Q=3.81m³/s)	2,858.96m 29.18m 小計 2,888.14m
21. 鹿乗幹線水路	鹿乗1号サイホン (FRPM φ 1, 650、SP φ 1, 500) 宮下チェック工 (余水吐放流工含む) (RC 構造物) 鹿乗川第1サイホン (FRPM φ 1, 650、RC 函渠 2.50m×1.80m) 鹿乗2号サイホン (FRPM φ 1, 800、RC 管 φ 2, 200、PC φ 2, 200) 寺領チェック工 (余水吐放流工含む) (RC 構造物) 鹿乗川第2サイホン (FRPM φ 1, 650、RC 函渠 1.60m×1.60m) 鹿乗3号サイホン (FRPM φ 1, 500) 荒井サージタンク (RC+ステンレス鋼構造物) 鹿乗4号サイホン (FRPM φ 1, 350) 野銭合流分水工 (RC 構造物) (施設容量Q=3.30m³/s)	1,785.18m 30.10m 215.56m 2,603.17m 36.80m 96.47m 4,975.08m 20.20m 913.52m 22.90m 小計 10,698.98m
22. 碧南幹線水路	碧南サイホン (FRPM φ 1, 650、鋼・コンクリート合成管 φ 1, 650、SP φ 1, 650) 鷺塚チェック工 (RC 構造物) 碧南用水取付水路 (余水吐工含む) (FRPM φ 1, 200、SP φ 1, 200) 鷺塚放流工 (フルーム水路 B=1.40m、SP φ 600×2 連) (施設容量Q=1.46m³/s)	3,050.17m 10.70m 62.16m 324.23m 小計 3,447.26m
23. 平坂幹線水路	平坂取付サイホン (FRPM φ 2, 000) 鹿乗川右岸暗渠 (RC 函渠 1.90m×1.90m)	113.69m 75.49m

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
	鹿乗川第3サイホン (SPφ1,500) 矢作川右岸暗渠 (RC 函渠 1.60m×2.00m) 上塚サイホン (PCφ1,500) 矢作川左岸暗渠 (RC 函渠 1.60m×2.00m) 平坂第1チェック工 (RC 構造物) 平坂1号サイホン (FRPMφ2,000、SPφ2,000、鋼・コンクリート合成管 φ2,000) 平坂第2チェック工 (RC 構造物) 平坂2号サイホン (余水放流工含む) (FRPMφ2,000、SPφ2,000) 中畑暗渠 (RC 函渠 2.20m×1.35m、PCφ1,500) (施設容量Q=2.21m ³ /s)	33.70m 10.97m 330.38m 27.15m 32.15m 1,711.96m 17.80m 690.68m 739.13m 小計 3,783.10m
24. 六ツ美幹線水路 (上流部)	六ツ美1号サイホン (FRPMφ3,000、SPφ3,000) 高橋チェック工 (RC 構造物) 六ツ美2号サイホン (FRPMφ2,600) 高落チェック工 (RC 構造物) 六ツ美3号サイホン (FRPMφ2,600、φ2,000) 西尾分水工 (RC 構造物) (施設容量Q=9.81m ³ /s)	3,729.75m 36.75m 3,662.45m 27.30m 871.18m 39.60m 小計 8,367.03m
25. 六ツ美幹線水路 (下流部)	六ツ美4号サイホン (FRPMφ2,000、1,800、SPφ2,000、DCIPφ1,800) 江原サイホン (RC 函渠 1.65m×1.65m、1.59m×1.59m) 六ツ美5号サイホン (FRPMφ1,800、DCIPφ1,800) 高河原サイホン (RC 函渠 1.70m×1.70m) 小焼野サイホン (RC 函渠 1.70m×1.70m、1.60m×1.80m、1.54m×1.74m) 六ツ美6号サイホン (FRPMφ1,800) 小焼野チェック工 (RC 構造物) 宅野島サイホン (PCφ1,800、SP1,600) 古川分水工 (RC 構造物) 古川暗渠 (RC 函渠 1.80m×2.40m、1.80m×1.50m) 吉良サイホン (RCφ1,500) 吉良暗渠 (RC 函渠 1.80m×1.50m) (施設容量Q=3.56m ³ /s)	2,350.09m 58.37m 2,010.42m 318.00m 161.12m 105.95m 18.50m 1,799.21m 23.24m 146.51m 155.98m 58.52m 小計 7,205.91m
26. 西尾幹線水路	西尾1号サイホン (SPφ1,550、FRPMφ1,500) 矢作古川余水放流工 (放水工含む) (RC 構造物) 古川サイホン (SPφ1,200、PCφ1,200) 西尾2号サイホン (SPφ1,500、FRPMφ1,500) 志籠谷チェック工 (RC 構造物) 西尾3号サイホン (FRPMφ1,350、HPφ1,500、SPφ1,350) 将監チェック工 (RC 構造物) 取付水路 (SPφ1,650) (施設容量Q=1.76m ³ /s)	594.09m 12.70m 104.21m 920.28m 12.40m 818.12m 13.25m 11.78m 小計 2,486.83m
	合計	53,217.08m

※ 断面寸法は、区間最大のものを記載している。

※ 小計は端数処理のため、各施設の合計としない箇所がある。

(別紙 2 : 作業項目内訳表)

作業項目	作 業 内 容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 土地改良事業計画書（案）の作成			
2-1. 土地改良事業計画書（案）補足説明資料の精査	土地改良事業計画書（案）の記載内容について、その考え方及び出典根拠等を補足する説明資料の精査を行う。 なお、補足説明資料の整理に当たっては、事前に取りまとめ様式について、監督職員と協議するものとする。	1 式	
2-2. 土地改良事業計画書（案）添付図面の取りまとめ	過年度業務で取りまとめた施設計画及び第 2-6 条に示す関連業務の検討結果を踏まえ、国営かんがい排水事業実施要綱、同実施要領及び土地改良事業計画書の記載方法（最新版）に基づき、土地改良事業計画書（案）の添付図面（現況平面図、計画平面図、主要構造図）の修正及び取りまとめを行う。	1 式	
3. 総事業費の精査	過年度及び関連業務で整理した施設計画を反映し、令和 6 年度時点の単価で修正を行い、総事業費を精査する。	1 式	
4. 点検取りまとめ	成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	